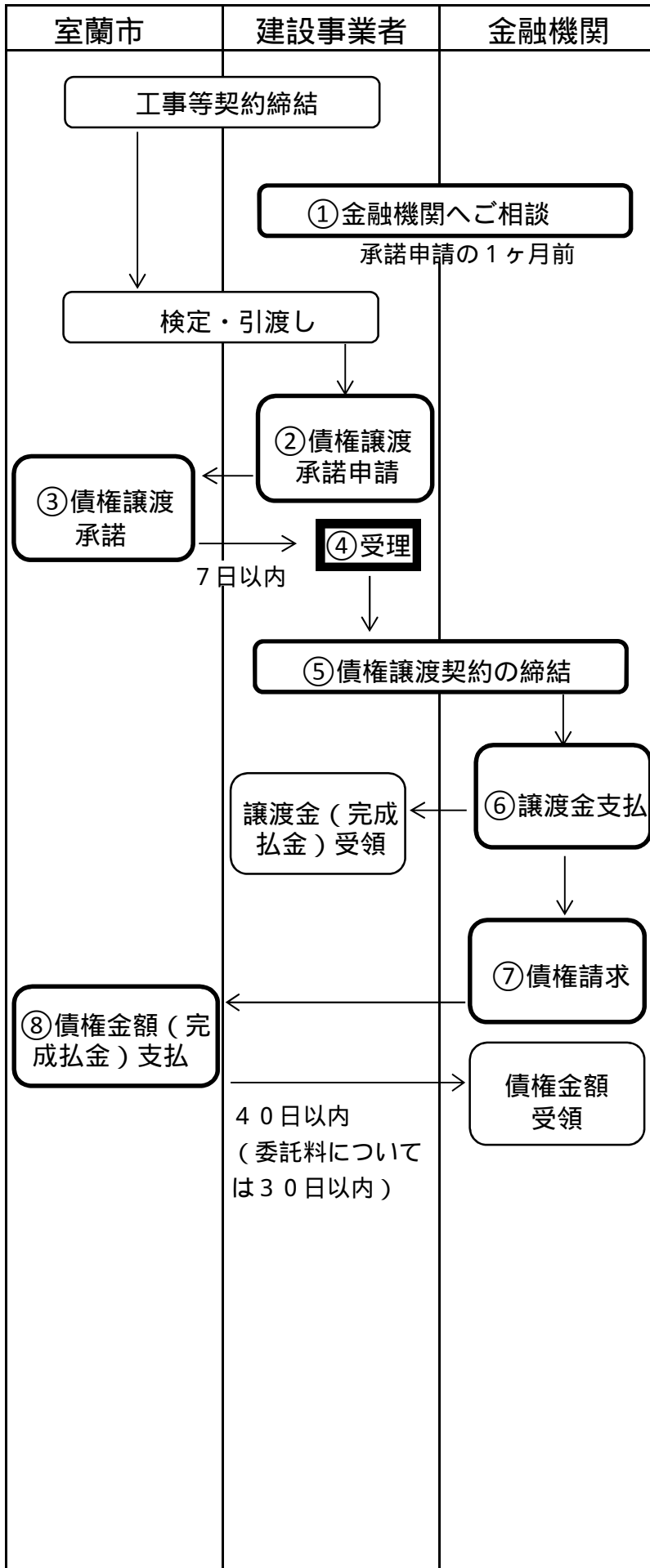


室蘭市発注工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務フロー



建設事業者が金融機関へ債権譲渡の申込み(承諾申請の1ヶ月前)

建設事業者は、金融機関と連名で「債権譲渡承諾依頼書」1通を発注者に提出

室蘭市は審査のうえ、承諾依頼書を受理した日から7日以内に「債権譲渡承諾書」2通を建設業者に交付

承諾書を受理した建設事業者は、2通のうち1通を金融機関へ提出

建設事業者と金融機関は債権譲渡契約を締結

金融機関は速やかに、建設業者へ代金を支払う

金融機関から室蘭市へ請求書を提出

室蘭市は請求書を受理した日から40日以内(委託料については30日以内)に債権金額を支払う